

相談支援実施団体の選定について
公募要領

令和8年3月

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

1. 事業の趣旨

自動車事故被害者やその家族又は遺族(以下「自動車事故被害者等」という。)は身体的被害のほか、精神的な痛みを苦しんでいます。一方、その精神的な痛みのケアや対処方法の相談先に関しては、自動車事故被害者・遺族等団体による自主的な対応に大きく依存をしているところです。独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)においては、重度後遺障害者や遺児への精神的支援は実施しているものの、夜間における相談支援の対応などの精神的支援に対応することは困難であるほか、精神的な痛みへの対処に関しては、当事者による対応が効果的です。

このため、機構における相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族等団体の相談支援業務を支援することにより、自動車事故被害者等の相談先の確保・充実を図り、自動車事故被害者等における精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

つきましては、予算の成立を前提として上記相談支援業務を実施する自動車事故被害者・遺族等団体(以下「相談支援実施団体」という。)について、令和8年3月10日(火)から令和9年2月26日(金)(又は予算がなくなり次第公募終了)まで公募を行いますので、本公募要領等の関係規則を十分ご理解いただいた上でご応募していただきますようお願いいたします。

2. 相談支援業務

(1) 概要

相談支援業務とは、自動車事故被害者等を支援することを目的として設立された営利を目的としない法人又は任意団体(以下「営利を目的としない法人等」という。)が、国土交通省の選定を受け、機構における相談支援業務の一環として相談窓口を設置し、自動車事故被害者等から電話・メール等による相談対応、参考資料の送付、行政機関窓口等への付添い等の支援を行うものとなります。

(2) 相談支援業務の開始日

国土交通省の選定後、原則、毎月1日から相談支援業務を開始していただくことになります。

(3) 相談支援業務の実施日

相談支援実施団体にて決定することが可能ですが、曜日単位に決定をお願いいたします(お盆、年末年始を除く)。

(4) 相談支援業務の区分

電話対応とアフターフォロー等対応に区分します。

- ① 電話対応とは、相談窓口の開設時間内において機構から付与された電話番号を用いて自動車事故被害者等に対して行う必須の相談支援業務をいいます。
- ② アフターフォロー等対応とは、例えばメールやLINE等を用いて自動車事故被害者等に対して行う相談対応、自動車事故被害者等との面談(形式を問わない)に

よる相談対応、自動車事故被害者等への参考資料の送付や行政機関窓口への付添い等の支援といった電話対応以外の任意の相談支援業務をいいます。

(5) 相談窓口の開設時間

電話対応が可能な時間であり、かつ、1日あたり連続して8時間以上であることが必要となります。ただし、1時間以内の休憩時間を設ける場合は連続しているものとして取り扱います。なお、開始時間については相談支援実施団体において決定することが可能ですが、各実施日について同じ時間に決定をお願いいたします。

18時以降の夜間については相談窓口を開設する必要はありませんが、開設する場合は電話対応が可能であり、1日あたり連続して3時間以上であることが必要となります。ただし、相談窓口の終了時間が18時以降となる場合は、その終了時間から連続して3時間以上であることが必要になります。

(6) その他

相談窓口の開設時間において、やむを得ず電話に出ることができない場合に備えて留守番電話機能を活用し、折り返し電話の対応を行っていただきますようお願いいたします。また、アフターフォロー等対応については、相談窓口の開設時間において当日の対応が困難となる場合、翌営業日の迅速な対応を原則としますが、やむを得ない事由がある場合はこの限りではございません。

3. 相談支援実施団体の要件等

(1) 相談支援実施団体の要件

相談支援実施団体については、営利を目的としない法人等であつて、以下の①から⑨の要件を満たしている必要があります。ただし、過去3年度以内に機構から支払われる相談支援実施料の差し止めや返還を求められたことがある者については、本公募要領に基づく応募を原則制限いたします。

- ① 過去3年度以上の継続的な活動実績に加え、過去3年度以内に第三者において確認できる活動実績を有していること。ただし、団体としての活動実績が十分でない場合であっても、当該団体を構成する者が過去3年度以上にわたり自動車事故被害者等への支援に関する活動実績を有し、かつ、その実績が第三者により確認できるときは、この限りではない。
- ② 過去3年度における自動車事故被害者等に対する相談実績を有していること。なお、原則、相談支援業務2年度目以降については、前年度の相談支援実績を有していること。ただし、団体としての相談実績が十分でない場合であっても、当該団体を構成する者が過去3年度以内に自動車事故被害者等への相談対応に関する実績を有し、かつ、その実績が第三者により確認できるときは、この限りではない。
- ③ 実施する相談支援業務の種別(遷延性意識障害、脊髄損傷、高次脳機能障害、遺族)に対応した当事者又はその家族により構成されており、当該当事者又はその家族が相談支援業務を実施すること。
- ④ 機構が指定するクラウド電話サービスを利用するために必要なアプリが動作する

スマートフォンやパソコンなどの本業務を実施するための端末、インターネット回線等を有していること。

＜スマートフォン・タブレットの場合＞

iPhone の場合:iOS17.0 もしくはそれ以降のバージョンであること。

Android の場合:Android12.0 以上であること。

＜PC の場合＞

Windows11 であること。

- ⑤ 過去3年度以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)等の関係法規制・条例による取り消しや解散命令、返還等の処分を受けたことがない者であること。
- ⑥ 相談支援業務における情報の管理及び秘密保持に関し以下を遵守すること。
 - 1) 知り得た情報を適切に管理すること
 - 2) 知り得た情報を適切に管理するため意識啓発を行うこと
 - 3) 正当な理由なく知り得た情報を漏洩しないこと
- ⑦ 役員においては、以下のいずれにも該当する者がいないこと。
 - 1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - 2) 人の生命又は身体を害する罪(過失によるものを除く)を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 4) その他相談支援業務に関し不公平な行為を行うおそれがある者
- ⑧ 国、地方公共団体、公益法人等から当該相談支援業務に対して同様の補助金を受けていないこと。
- ⑨ 任意団体にあつては、上記①～⑧の要件に加え、以下のすべての要件を満たしていること。
 - 1) 代表責任者が明確であること
 - 2) 意思決定の仕組みが確立されていること
 - 3) 予算決定を含む会計処理が適切に行われていること

(2) 相談支援実施料

相談支援実施料については、相談支援実施団体から機構に対して請求を行い、機構にて確認した相談支援業務の実績に応じて、機構より支払われます。なお、請求方法、支給時期等については、機構よりご説明いたします。

以下に記載されている金額は、年間で相談支援実施料として支払われる最大の金

額となりますが、相談支援業務の実施状況によっては、支給しない又は減額する場合があります。

1)基本額

相談支援実施団体において、以下の①～③の別により開設費を支給する。

- ① 相談窓口の開設(電話対応)
開設費 200万円(窓口設置が週3日以下の場合は、100万円)
- ② 夜間相談窓口(18時以降)の開設(夜間電話対応)
開設費 100万円(窓口設置が週3日以下の場合は、50万円)
- ③ SNS相談窓口の開設20万円(団体として、相談対応のコンタクトポイントとして活用する公式SNS相談窓口を設置)

2)実績額

相談支援実施団体において、以下の①～④の別により、合計220万円の範囲内で、実績に応じて支給する。

- ① 電話対応(機構から付与された電話番号による対応に限る。)
- ② アフターフォロー等対応(①電話対応以外の対応)
 - ・ 同一相談者につき年間1回支給する。
 - ・ やむを得ない事由により深夜(22時から翌5時)における対応を行った場合、別途加算を行う。
 - ・ 相談者との面談のため相談者宅等を訪問する場合に、相談支援実施団体が所在する機構の各主管が管轄する地域内の移動に係る旅費を支給する(原則、同一相談者につき年間1回)。
- ③ スキルアップ研修・メンタルヘルスケア
 - ・ 相談支援業務に従事する者(以下「相談員」という。)にスキルアップ研修を受講させた場合に受講費及び旅費を支給する(原則、相談員1人につき同一研修は年間1回)。
 - ・ 相談員に精神的ケアを目的としたメンタルヘルスケアを受けさせた場合に受講費及び旅費を支給する(原則、相談員1人につき年間6回)。
- ④ 相談窓口の広報
 - ・ 相談支援実施団体への相談を促進するため、相談窓口の広報に係る費用を支給する。
 - ・ 広告掲載料、パンフレット等の作成経費、その他相談窓口の広報を主目的とした経費で国土交通省が認めるものを対象とする。

(3) 相談支援実施団体の選定期間及び相談支援業務の実施期間

相談支援実施団体の選定期間は、令和8年度相談支援実施団体選定通知書に記載された期間とします。また、相談支援実施団体に選定される以前に実施された相談支援業務について、相談支援実施料の支給対象とはなりません。

4. 相談支援実施団体の選定

機構の各主管支所が管轄する各地域において、(1)の種別毎に原則、1つの相談支援実施団体を選定いたします。

なお、各地域において、(1)の種別毎に選定されない場合には、他の地域から選定する場合があります。

(1) 相談支援実施団体の種別

- ① 遷延性意識障害、② 脊髄損傷、③ 高次脳機能障害、④ 遺族

(2) 同一地域において、同一種別の応募があった場合は、当該相談支援業務の種別における実績等を以下の順で考慮して選定します。

- ① 前年度における相談支援実績数
- ② 前年度における相談支援の手段
- ③ 前年度における電話による相談実績
- ④ 会員のうち、自動車事故被害者等が占める割合

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。選定結果については、後日、機構を通じて書面又はメールにより通知いたします。

(3) 選定の取り消し

本公募要領、相談支援実施団体の選定等に関する規則等の関係規定に反したとき、又は偽りその他不正の手段により相談支援実施料の支払いを受けたときは、相談支援実施団体の選定を取り消すことがあります。なお、選定が取り消された場合には、相談支援実施料の支払いの打ち切り、又はすでに支払われた相談支援実施料の額に相当する金額の全部若しくは一部を機構に返還しなければなりません。

5. 選定に係る事項の変更

(1) 選定に係る事項((2)を除く)に変更が生じる場合、以下のとおり変更届出書(様式第4号)と変更事項に対応した様式等を機構を通じ国土交通省に提出しなければなりません。

①あらかじめ提出が必要な事項

- 1) 営利を目的としない法人等の名称、所在地及び代表者
- 2) 相談支援業務を行う事務所の名称及び所在地
- 3) 相談支援業務を行う時間等

②遅滞なく提出が必要な事項

- 1) 営利を目的としない法人等の役員及び欠格事由に該当しない旨
- 2) 相談員

(2) 相談支援実施団体の法人格又は実施する相談支援業務の種別を変更しようとするときには、あらかじめ相談支援実施団体の選定申請書(様式第1号)については、機構を通じ国土交通省に提出しなければなりません。この場合、変更がない事項については添付書類を省略することができます。

6. その他留意事項

- (1) 相談支援業務に係る実績については、台帳及び全ての証拠書類を整理し、他の業務と明確に区分して整理し、機構からの求めに応じ、提出することができるようにしておかなければなりません。また、台帳及び証拠書類は、選定期間終了後5年間保存しなければなりません。
- (2) 選定後、「相談支援実施団体の選定等に係る留意事項について」や「相談支援業務実施料支給規程」等に基づき、機構による立入検査が入ることがあります。
- (3) 「相談支援実施団体の選定等に係る留意事項について」や「相談支援業務実施料支給規程」等に違反する行為等（例：アプリの他の用途への流用、虚偽報告等）を行った場合には、選定の取り消し、相談支援実施料の返還命令、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 相談支援業務に係る実績を証する書類を機構が定める期限内に機構へ提出ができない場合には、相談支援実施料を機構から支払うことができない場合があります。
- (5) 相談支援業務における成果・効果に係る報告を求める場合や、報告を受けた相談支援の事例等を公表する場合があります。
- (6) 機構に個人情報を提供する場合は、利用者に対して同意を得るなど、団体の個人情報保護方針等に基づき対応してください。
- (7) (1)、(4)又は(5)において機構に提出いただいた書類は、機構と国土交通省で共有する場合があります。
- (8) 国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に基づき対応いたします。
- (9) 相談支援業務で使用するクラウド電話サービスでは、インターネット回線等を使用して電話を行うこととなります。インターネット回線等によるデータ通信量に係る利用料金を従量制^{※1}でお支払いしている場合には、一定の期間内に通信するデータ量の制限があることがあり、この制限を超過すると追加料金が発生したり、その期間内の接続速度が低下したりする場合があります。このため、従量制ではなく、定額制^{※2}での契約を推奨しております。

※1 従量制:通信するデータの量に応じて課金する方式

※2 定額制:どれだけ利用しても常に一定の利用料を支払う方式

(10) 機構から付与された電話番号や窓口の開設時間など相談支援業務に係る情報の周知に努めてください。

(11) 相談対応事例等について、相談支援実施団体相互の情報共有に努めてください。

7. 相談支援実施団体の選定に係る応募方法・問い合わせ先

(1) 相談支援実施団体の選定に係る応募方法

①公募期間

令和8年3月10日(火)から令和9年2月26日(金)又は予算がなくなり次第公募終了

②公募締切

- 1) 令和8年4月より業務開始する場合は令和8年3月19日(金)
- 2) 令和8年5月より業務開始する場合は令和8年3月31日(火)
- 3) 令和8年6月以降に業務開始する場合は原則業務開始予定月の2ヶ月前

(2) 応募に必要な書類

公募期間内に、申請書類一覧表に記載された書類を、相談支援業務を行う事務所所在地の都道府県を管轄する機構の主管支所に郵送又はメールにてご提出ください。※前年度より引き続いて申請を行う団体においては、一部書類の提出を省略できる場合があります。

① 相談支援実施団体の選定申請書(様式第1号)

兼応募資格がある旨の同意書

兼法人等概要書

兼情報の管理及び秘密保持に関する誓約書

兼団体における欠格事由に関する誓約書

兼相談支援業務に使用するクラウド電話サービスに利用する端末に関する書類

② 定款、寄附行為、規則、規約(以下「定款等」という。)又はそれに準ずるもの及び法人にあつては登記事項証明書

③ 役員名簿及び欠格事由に関する誓約書(様式第6号)

④ 相談員名簿(様式第7号)

⑤ 相談支援業務に係る基本的事項(様式第8号)

⑥ 申請の日の属する事業年度における営利を目的としない法人等の事業計画書及び収支予算書

⑦ 相談支援業務以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要

⑧ 過去3年度以上の継続的な活動実績に加え、過去3年度以内に第三者において確認できる活動実績

⑨ 過去3年度における自動車事故被害者等に対する相談支援実績(様式第9号)

⑩ 組織及び運営に関する事項、その他参考となる事項(例:パンフレット、相談支援

業務等の実施に関する規程、相談支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する規程など)

【問合せ先】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室 担当:山下、小瀬、村田

TEL:03-5253-8111(内線 41420)

メールアドレス:hqt-soudanshien@gxb.mlit.go.jp

【応募書類送付先】 担当:相談支援業務担当者

○札幌主管支所(管轄:北海道)

〒060-0032

北海道札幌市中央区北2条東 12-98-42 北2条新川ビル8階

ナスバ 札幌主管支所

メールアドレス:sapporo-shien@nasva.go.jp

○仙台主管支所(管轄:宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県、秋田県)

〒984-0015

宮城県仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館2階

ナスバ 仙台主管支所

メールアドレス:sendai-shien@nasva.go.jp

○新潟主管支所(管轄:新潟県、長野県、石川県、富山県)

〒950-0965

新潟県新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館2階

ナスバ 新潟主管支所

メールアドレス:niigata-shien@nasva.go.jp

○東京主管支所(管轄:東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県)

〒130-0013

東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階

ナスバ 東京主管支所

メールアドレス:tokyo-shien@nasva.go.jp

○名古屋主管支所(管轄:愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県)

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋 ATビル8階

ナスバ 名古屋主管支所

メールアドレス:nagoya-shien@nasva.go.jp

○大阪主管支所(管轄:大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)
〒540-0028

大阪府大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FNビル10階
ナスバ 大阪主管支所

メールアドレス:osaka-shien@nasva.go.jp

○広島主管支所(管轄:広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県)
〒733-0036

広島県広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル1階
ナスバ 広島主管支所

メールアドレス:hiroshima-shien@nasva.go.jp

○高松主管支所(管轄:香川県、徳島県、愛媛県、高知県)
〒760-0066

香川県高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル2階
ナスバ 高松主管支所

メールアドレス:takamatsu-shien@nasva.go.jp

○福岡主管支所(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県)

〒812-0016

福岡県福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル4階
ナスバ 福岡主管支所

メールアドレス:fukuoka-shien@nasva.go.jp

申請書類一覧表

	書 類 名	様式	1年度目		2年度目 以降
			法人	任意団体	
1	相談支援実施団体の選定申請書	第1号	○	○	○
2	定款、寄付行為、規則、規約又はそれに準ずる書類	/	○	○	●
	登記事項証明書（写し可）	/	○	—	●
3	役員名簿及び欠格事由に関する誓約書	第6号	○	○	●
4	相談員名簿	第7号	○	○	●
5	相談支援業務に係る基本的事項	第8号	○	○	●
6	申請の日の属する事業年度における営利を目的としない法人等の事業計画書及び収支予算書	/	○	○	●
7	相談支援業務以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要	/	△	△	●
8	過去3年度以上の継続的な活動実績	/	○	○	—
	過去3年度以内に外部から確認できる活動実績	/	○	○	—
9	過去3年度における自動車事故被害者等に対する相談支援実績	第9号	○	○	—
10	組織及び運営に関する事項、その他参考となる事項 （例：パンフレット、相談支援業務等の実施に関する規程、相談支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する規程など）	/	△	△	●

※ ○：必ず提出、△：該当がある場合のみ必要 ●：変更がない場合は省略可 —：提出不要

令和 年 月 日

国土交通省物流・自動車局
保障制度参事官 殿

法人又は任意団体の
所在地

法人又は任意団体の
名称

代表者氏名（役職）

担当者氏名

TEL

Email

令和 年度 相談支援実施団体の選定申請書

令和 年度相談支援実施団体の選定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 法人又は任意団体の名称、所在地及び代表者の氏名

所在地	0
名称	0
代表者氏名（役職）	0

2. 相談支援業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	
所在地	

3. 実施する相談支援業務の種別及び会員数及び当事者の人数

<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害	<input type="checkbox"/> 脊髄損傷	<input type="checkbox"/> 高次脳機能障害	<input type="checkbox"/> 遺族
会員数			名
うち相談支援業務の種別に係る自動車事故被害者			名
相談支援業務の種別に係る自動車事故被害者家族			名

4. 実施団体の要件等について

- 当団体は、相談支援実施団体の指定について公募要領「3. (1) 相談支援実施団体の要件」を満たしていることを宣誓します。
- 提出書類に虚偽又は不正がないことを宣誓します。
- 当初の申請内容から変更がないことを宣誓します。（継続実施団体のみ、変更がある場合は該当する書類の添付をお願いします。）

5. 相談支援業務を行う事務所のホームページのURL

相談支援実施団体の選定について 公募要領「3. (1) 相談支援実施団体の要件等」について (抄)

3. 相談実施団体の要件等

(1) 相談支援実施団体の要件

相談支援実施団体については、自動車事故被害者等を支援することを目的として設立された営利を目的としない法人又は任意団体であって、以下の①から⑨の要件を満たしている必要があります。ただし、過去3年度以内に機構から支払われる相談支援実施料の差し止めや返還を求められたことがある者については、本公募要領に基づく応募を原則制限いたします。

- ① 過去3年度以上の継続的な活動実績に加え、過去3年度以内に外部から確認できる活動実績があること。ただし、団体としての活動実績が十分でない場合であっても、当該団体を構成する者が過去3年度以上にわたり自動車事故被害者等への支援に関する活動実績を有し、かつ、その実績が第三者により確認できるときは、この限りではない。
- ② 過去3年度以内における自動車事故被害者等に対する相談支援実績を有していること。なお、原則、相談支援業務2年度目以降については、前年度の相談支援実績を有していること。ただし、団体としての相談実績が十分でない場合であっても、当該団体を構成する者が過去3年度以内に自動車事故被害者等への相談対応に関する実績を有し、かつ、その実績が第三者により確認できるときは、この限りではない。
- ③ 実施する相談支援業務の種別（遷延性意識障害、脊髄損傷、高次脳機能障害、遺族）に対応した当事者又はその家族により構成されており、当該当事者又はその家族が相談支援業務を実施すること。
- ④ 機構が指定するクラウド電話サービスを利用するために必要なアプリが動作するスマートフォンやパソコンなどの本業務を実施するための端末、インターネット回線等を有していること。
 - <スマートフォン・タブレットの場合>
 - iPhoneの場合：iOS17.0もしくはそれ以降のバージョンであること。
 - Androidの場合：Android12.0以上であること。
 - <PCの場合>
 - Windows11であること。
- ⑤ 過去3年度以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）等の関係法規制・条例による取り消しや解散命令、返還等の処分を受けたことがない者であること。
- ⑥ 相談支援業務における情報の管理及び秘密保持に関し以下を遵守すること。
 - 1) 知り得た情報を適切に管理すること
 - 2) 知り得た情報を適切に管理するため意識啓発を行うこと
 - 3) 正当な理由なく知り得た情報を漏洩しないこと
- ⑦ 役員においては、以下のいずれにも該当する者がいないこと。
 - 1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - 2) 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 4) その他相談支援業務に関し不公平な行為を行うおそれがある者
- ⑧ 国、地方公共団体、公益法人等から当該相談支援業務に対して同様の補助金を受けていないこと。
- ⑨ 任意団体にあつては、上記①～⑧の要件に加え、以下のすべての要件を満たしていること。
 - 1) 代表責任者が明確であること。
 - 2) 意思決定の仕組みが確立されていること。
 - 3) 予算決定を含む会計処理が適切に行われていること。

相談支援実施団体変更届出書

令和 年 月 日

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

保障制度参事官 殿

法人又は任意団体の所在地

法人又は任意団体の名称

代表者の氏名（役職）

下記のとおり変更を届け出いたします。

記

変更事項	変更年月日	変更内容
<input type="checkbox"/> 営利を目的としない法人等の名称		新旧のとおり
<input type="checkbox"/> 営利を目的としない法人等の所在地		
<input type="checkbox"/> 営利を目的としない法人等の代表者		様式第6号のとおり
<input type="checkbox"/> 相談支援業務を行う事務所の名称		新旧のとおり
<input type="checkbox"/> 相談支援業務を行う事務所の所在地		
<input type="checkbox"/> 相談支援業務に係る基本事項		様式第8号のとおり
<input type="checkbox"/> 営利を目的としない法人等の役員 (代表者を除く)		様式第6号のとおり
<input type="checkbox"/> 相談員		様式第7号のとおり

新	旧

役員名簿及び欠格事由に関する誓約書

団体等名称： 〇

団体の役職	氏名(フリガナ)	生年月日	現職	私は、欠格事由に該当しないことを宣誓します※1
				<input type="checkbox"/>

※1：役員欠格事由に該当しないことを確認のうえチェックをしてください

※2：必要に応じて行を挿入してください

相談支援実施団体の選定について 公募要領「3.(1)相談支援実施団体の要件等」(1)相談支援実施団体の要件

⑦ 役員においては、以下のいずれにも該当する者がいないこと。

- 1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2カ年を経過していない者
- 2) 人の生命又は身体を害する罪(過失によるものを除く)を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2カ年を経過していない者
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5カ年を経過しない者
- 4) その他相談支援業務に関し不公平な行為を行うおそれがある者

相 談 員 名 簿

団体等名称： 0

	氏名(フリガナ)	生年月日	種別※1	続柄※2
1			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
2			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
3			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
4			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
5			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
6			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
7			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
8			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
9			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	
10			<input type="checkbox"/> 遷延性意識障害 <input type="checkbox"/> 脊髄損傷 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 <input type="checkbox"/> 遺族	

※1 当該相談支援員が関係する自動車事故被害の内容に応じて、遷延性意識障害、脊髄損傷、高次脳機能障害、遺族、をチェックしてください

※2 自動車事故被害者との続柄を記入してください
(例：本人、配偶者、子ども、など)

※3 必要に応じて行を挿入してください

相談支援業務に係る基本的事項

団体等名称：0

1. 相談窓口設置について

曜日	日中	夜間
月曜日	～	～
火曜日	～	～
水曜日	～	～
木曜日	～	～
金曜日	～	～
土曜日	～	～
日曜日	～	～

2. 年末年始やお盆などの長期期間相談窓口を閉める期間について

3. 相談窓口で使用するメールアドレスについて

過去3年度における自動車事故被害者等に対する相談支援実績

団体等名称：0

	実績	昨年度	一昨年度	一昨々年度
1	相談支援を行った自動車事故被害者等の実人数	人	人	人
2	上記1のうち、申請する相談支援の種別における実人数	人	人	人
3	上記2のうち、電話相談を行った実人数	人	人	人
4	上記2のうち、電話相談以外で対応した手段すべてを○してください。 その他の手段を用いた場合は、具体的にご記入ください。	Eメール	Eメール	Eメール
		SNS	SNS	SNS
		面談	面談	面談
		参考資料等の送付	参考資料等の送付	参考資料等の送付
		行政窓口等への付添い	行政窓口等への付添い	行政窓口等への付添い
		その他	その他	その他